

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

■「(B) 主としてコンテンツ分野に関するもの (c) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築」に関する意見

私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について継続的な検討が行われています。クリエイターへの対価還元が最終的に適切な形で図られることを主眼とすることは異論のないところですが、コンテンツ流通モデルの多様化、それを支えるコンテンツ保護・流通に係る各種技術の進展状況を考慮した、現実的にとりうる最適かつ透明性のある仕組みとするべきであると考えます。

検討にあたっては、コンテンツ流通の当事者（クリエイター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者、機器・媒体の製造業者）が等しく参加し、連携して検討いただくことを要望いたします。

■「(A) 主として産業財産権分野に関するもの (e) 知財システム基盤の強化」に関する意見

従来のハードウェアを中心とした大量生産型のビジネスモデルとともに発展してきた現行の特許制度は、我が国のそうした産業構造とあいまって、その発展に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、AI、IoT 技術などの発展、普及といった第 4 次産業革命の進展により、我が国自身の産業構造の中核が「モノ」から「コト」へ急速に変化し、現行の特許制度が暗黙のうちに置いていた前提自体が変革しています。

こうした急速な変化に対応するべく、特許庁では「IoT 関連発明の事例集」、「AI 関連発明の事例集」等を整備するなど、特許の保護対象の事例を広くユーザーに紹介することで、産業構造の変化に機敏に対応されてきました。こうした行政での迅速なご対応につきましては、大変感謝しております。

その一方で、特許制度には、ポスト保護対象ともいうべき、権利付与後の特許の価値評価、研究開発への再投資等といった機能、役割があります。保護対象論から一步議論を進め、「コト」をベースとしたネットワーク社会において、現行の特許制度がこうした点においてもその機能、役割をなお十分に発揮しているかどうかについて、あらためて点検する必要がないでしょうか。

例えば、ネットワーク社会では、サービスの提供、データのやり取りが中心であるため、「モノ」の世界のように、有体物たる製品の販売台数、売上という形で実施行為の規模を捕捉することは困難です。また、クラウド上でサービスが実行される場合には、クラウド自体へのアクセスの困難性から実施行為の解析ができず、侵害行為の検証もままならないことが想定され、特許をもっているだけで使えない、という課題が増えてくるものが懸念されます。

特許制度がネットワーク社会に順応しきれていないままでは、AI 技術、IoT 技術で具現化されるサーバ・クライアントシステムにおいて、サーバから配信されるプログラム、サーバとクライアント間で提供されるサービスについて権利化はできても、活用できるか不透明ということになりかねず、翻って、研究開発投資の回収先が権利活用が比較的容易なクライアント側のハード端末に偏重しかねません。産業構造の変化を踏まえて、サーバクライアントシステムでの研究開発投資が上位層のサービス提供者等やハード端末の製造者で公平に負担される環境になっているかを検証・議論することで、「コト」社会での研究開発投資サイクルの一層の健全化を促し、且つ我が国の産業競争力強化につながる施策の検討が可能となると考えます。

以上